

高知中部森林管理署交渉（非現業全国林野関連労働組合四国地方本部大柄分会）

議事要旨

1 日 時：令和7年12月23日（火） 17:15～17:45（30分）

2 場 所：高知中部森林管理署 2階会議室

3 出席者：高知中部森林管理署 坂本 伸一郎 署長
同 東野 信幸 次長
同 串山 大樹 総括事務管理官

全国林野関連労働組合
四国地方本部大柄分会 斎藤 公平 執行委員長
同 川村 栄二 書記長
同 大山 秀太 執行委員
同 安光 圭一 執行委員

4 交渉事項

- 事業実行に係る職員の負担軽減、労働条件の改善について
- 労働安全の確保、職場環境の改善等について

5 議事概要

当局) 只今から、全国林野労組四国地方本部大柄分会から申し入れのあった交渉について始めさせていただく。あらかじめ予備交渉で、交渉時間、交渉項目等を整理しているので、それに基づき進行いただくようお願いする。

1. 事業実行に係る職員の負担軽減、労働条件の改善について

組合) 要員不足の中、ポストの空席が依然として解消されないまま、一般職員が森林整備官等と同等の業務を担わされているとともに、総括森林整備官等のポストに就く職員の業務負担も増加し、労働強化に拍車がかかっていることから、空席ポストの解消が図られるまでの職員の業務負担軽減対策を示すこと。

当局) 依然として空席ポストが多い状況の中、若手職員の比率は増加傾向にあり、空席ポストの業務を若手職員や再任用短時間勤務職員に担ってい

ただいている現状にある。

また、局全体の要員が減少する中において、国有林の管理経営を行っていくための現場管理機能の維持は重要と考えており、署・森林事務所による応援態勢の構築や事務取り扱いなどにより対応している状況である。

引き続き、人員配置や業務分担の見直し、業務委託の活用、事務・業務改善の推進、働き方改革の取組等により、現場管理機能の充実とともに業務の一層の効率化や職員の負担軽減に努めてまいりたい。

組合) 現場管理業務については、署・近隣森林事務所間での応援による対応となっているが、応援体制は限界に来ており、職員の大きな業務負担となっていることから、以下の現場管理業務について具体的な対応を講じて、職員の負担軽減を図ること。

当局) 現場管理業務については、署・近隣の森林事務所間において応援体制を構築し取り組んでいるところである。

現在、具体的な対応策として「収穫調査の簡素化」「ドローンによる境界巡視」「シカ防護ネット巡視の委託」などに取り組んでいるところであるが、引き続き、現場管理業務に係る職員の負担軽減策について検討を進め積極的に取り組んでまいりたい。

組合) 境界巡査・巡回、予備調査などに係る刈り払い等については、年間を通じた委託等の実施により、職員の負担軽減、安全確保を図ること。

当局) 測定事業における職員の負担軽減や安全確保を図るため、現場の要望を踏まえて「境界検測・境界検測予備調査」及び「境界刈払い」の請負予算確保に努める。

なお、無人航空機等を用いた境界巡視については「無人航空機を活用した境界巡視のマニュアル」の活用など、引き続き、様々な方向から負担軽減策について検討を進めてまいりたい。

組合) 円滑な業務運営と職員の負担軽減策として、欠かせない非常勤職員の雇用については、継続的・安定的な雇用を可能とするよう必要予算の確保に向けた対応を図るとともに、職員の労働条件が低下することのないよう、要望を踏まえた対応に努め、引き続き、職員の負担軽減を図ること。

当局) 職員の負担軽減対策として必要な非常勤職員の予算については、署

の実情を踏まえたうえで、引き続き局に対して要望してまいり考えである。

なお、今後においても、人員配置や業務分担の見直し、業務委託の活用、事務・業務改善の推進、働き方改革の取組等により、業務の一層の効率化や職員の負担軽減に努めてまいりたい。

2. 労働安全の確保、職場環境の改善等について

組合) 事業実行にあたっては、職員の労働安全確保・充実、健康管理の充実に努めるとともに、職場環境改善に努めること。

特に、複数担当区を管轄することによる管轄区域の広域化等に十分対応できる安全管理体制の確立と、森林官等の単独行動の排除に向けた措置を講じるとした通知に基づき、職員の入山時における安全確保に万全を期すること。

当局) 職員の保健及び安全保持については、「高知中部森林管理署職員の保健及び安全保持に係る計画」を策定し、職員が一体となって、職員の安全及び健康管理の充実を図っているところである。

また、森林官等の単独行動の排除に向けた措置については、過去に発生した職員の行方不明事案等を踏まえて対策を講じているところであります、現場業務に従事する場合には、計画段階から単独行動とならないよう複数名での行動を徹底することや、入山時には、現在位置を確認するための図面、G P S、携帯電波発信機（ヒトココ）を必ず携行し、通信機器は、常に使用できるよう点検を行うとともに、衛星電話等の通信機器は現地まで確実に携行し、現地から連絡ができるようにするなど、再発防止に万全を期してまいりたい。

組合) 業務の集中化による職員の身体的・精神的過重労働の排除に努めること。

職員の勤務がやむを得ず時間外（週休日、休日等を含む）に及ぶと予想される場合には、命令権者が当該職員の健康状態、時間外労働の必要性、超過勤務時間を適切に把握したうえで超過勤務を命ぜるとともに、実行ある超過勤務縮減に向けた取り組みを行うこと。

当局) 勤務時間管理については、管理職員による声かけなどにより、年次休暇の取得促進や定時退庁を行いやすい職場環境づくりに努めているところであり、今後においても引き続き、年次休暇の完全取得や超過勤務の縮減、厳格な勤務時間管理に努めていく考えである。

また、業務の効率化や職場環境の改善、職員の意識改革などを通じてワークライフバランスを推進するとともに、人材情報統合システムを適切に運用し、管理職員による勤務時間管理の一層の徹底等を行い超過勤務の内容（緊急性）などを把握して、引き続き超過勤務縮減に取り組んでいく考えである。

組合) 職員の旅行にあたっては、その行程等無理のない出張命令とすること。

また、週休日及び休日での勤務を命ずる場合にあっては、職員の健康面に配慮し、振替休日及び代休日を確実に取得させることを基本とし、勤務日が連続することのないよう対応すること。

当局) 旅行命令にあたっては、管理職員及び命令権者に対して、前泊・後泊を含めて旅行行程を確認し、無理のない旅行命令に配慮するよう指導を行うとともに、旅行する職員に対しては単独での長距離・長時間に及ぶ運転を防止するため、運転手の交替や定期的な休憩を挟むよう注意喚起を行っているところである。

また、週休日及び休日での勤務を命ずる場合にあっては、振替休日及び代休日を確実に取得させることを基本とした指導を行うなど、職員の健康に配慮した勤務管理を実施してまいりたい。

組合) 緊急連絡体制の確保・充実に向け、通信機器の電波不通地域の解消に向けた動向なども踏まえ、通信機器の更新を図るなど、職員の安全確保に万全を期すこと。

当局) 管内の国有林における緊急連絡の手法として衛星携帯電話は重要な通信手段であると認識しており、署・現場の実態に応じて配備しているところであり、昨年度発生した通信障害により使用不可能となったスラヤについては、各職場における要望を踏まえ、イリジウムに更新を完了したところである。現在、スマートフォンによる衛星通話の技術開発が進んでいると聞いており、今後はこのような情報を注視していくとともに、実用化となれば早期に導入が図れるよう上局と調整を図り、緊急連絡体制の充実・強化により職員の安全確保に努めていく考えである。

組合) 熱中症対策の一環として実施している空調服の貸与については、引き続き、その貸与状況等の把握に努め、予算の確保を含めて計画的な更新を行うなど、対策の充実に努めること。

- 当局) 熱中症予防対策に係る空調服については、屋外作業に従事する職員の熱中症の発症リスクを軽減する予防対策の一手段として、試行的な取り組みを経て、購入されているところであり、今後も必要に応じた追加の予算について引き続き上申していく考えである。
- 組合) ツキノワグマの出没に係る適切な対応については、職員の労働安全に係る対策の強化及びクマ類による人身被害の防止に向け、クマ除け鈴やクマ除けスプレー等の配備・管理状況の把握に努め、必要な予算の確保を含めて計画的な更新を行うことと、必要に応じて追加配備を図ること。
- 当局) 人命尊重を基本理念として策定した「高知中部森林管理署職員の保健及び安全保持に係る計画」に基づき、クマ対策として必要な予算確保に努め、職員の安全確保に万全を期す考えである。